

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



第 11 章 ゲーム産業振興に関する法律、 映画及びビデオ物の振興に関する法律、 音楽産業の振興に関する法律

1. 法令の概要

2006 年 4 月 28 日から文化産業ジャンル別の特性を反映するために従来の音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律を廃止し「ゲーム産業振興に関する法律」、「映画及びビデオ物の振興に関する法律」、「音楽産業の振興に関する法律」に分けられ規律されることになった。これらの法律は 2006 年 10 月 29 日から施行された。これらの法律は、音盤、ビデオ物、ゲーム物の質的向上を図り、関連産業の振興を促進することによって、国民の文化的な質を高め、国民経済の発展に寄与することを目的として制定された法である。また、ゲーム物に関する等級分類のみを専門に担当する機関としてゲーム物等級委員会が新設され、現在、等級分類機関はゲーム物等級委員会及び映像物等級委員会に二元化されている。

(韓国語で、ビデオやゲームのコンテンツそのもの、及びそれを保存し再生、流通可能な商品の形態になったパッケージなどを総称してビデオ物、ゲーム物と表現しており、条文中でも頻繁に用いられているため、本文中でもこのように記載している)

1-1 等級分類

大韓国内の流通、視聴又は利用提供の目的で製作又は輸入しようとするビデオ物及びゲーム物に対し、予め映像物等級委員会、ゲーム物等級委員会にその内容に対する等級分類(年少者観覧可、12 歳未満観覧不可、15 歳未満観覧不可、18 歳未満観覧不可の 4 等級)を受けるよう規定されている。ビデオ物及びゲーム物に対する等級分類の決定をした場合、等級委員会は該当等級を記載した等級分類済証を申請人に交付する(映ビ法第 50 条、ゲ産法第 21 条)。

正当な権利を有していない者が虚偽又は不正な方法で映像物等級委員会から等級分類を受けた場合には、当該等級分類を取消さなければならない(映ビ法第 52 条、ゲ産法第 22 条)。これと関連して、ゲーム物に対する著作権も正当な権利を保有しない者がそのゲーム物に関し映像物等級委員会に等級分類申請をして等級分類を受け、正当な権利者が映像物等級委員会に等級分類処分の取消を求めた事案で、法院は、(旧)音ビゲ法第 20 条の 3 は、ゲーム物に対しても等級分類の適用があり、映像物等級委員会は等級分類申請段階で申請者が正当な権利者であるかどうかを審査する権限と義務があり、等級分類処分以後でも正当な権利を侵害したと認められるときには等級分類を取り消す権限と義務があると判示した(第一審:ソウル行政法院 2004 年 10 月 5 日言渡し 2004 グ合 14342 判決、控訴審:ソウル高等法院 2005 年 4 月 8 日言渡し 2004 ヌ 22048

判決、上告審：大法院 2005 年 8 月 19 日言渡し 2005 ドウ 4724 判決)。

1-2 違法なビデオ物・ゲーム物の販売禁止

何人も映像物等級委員会の等級分類を受けていないビデオ物やゲーム物又は等級分類を受けたビデオ物又はゲーム物と異なる内容のものを製作・流通し、又は視聴又は利用に供することができず、等級分類を受けたビデオ物又はゲーム物をその等級分類に違反して視聴又は利用に供することも禁止される(映ビ法第 53 条、ゲ産法第 32 条)。

また、等級分類済証を当該ゲーム物に付さない状態で、これを流通又は利用に供することも禁止される(映ビ法第 65 条、ゲ産法第 33 条)。

1-3 違反行為に対する制裁

(1) 罰則

次に該当する者は、ゲーム産業振興に関する法律、映画及びビデオ物の振興に関する法律、音楽産業の振興に関する法律で各々別途定められた罰則規定により処罰される。

- ① 等級分類済証を当該ゲーム物に付さない状態で、これを流通又は利用に供した者
- ② 等級分類を受けずに、又は等級分類を受けたものと異なる内容のビデオ物又はゲーム物を製作・流通・視聴若しくは利用に供し、又はその目的で陳列・保管した者
- ③ レコード製作業などの申告をせずに、営利の目的で製作し、又は輸入したレコード・ビデオ物・ゲーム物を製作・流通・視聴又は利用に供し、又はその目的で陳列・保管した者
- ④ 搬入が禁止されたレコード・ビデオ物・ゲーム物を製作・流通・視聴又は利用に供し、又はその目的で陳列・保管した者
- ⑤ 正当な権利を有しない者が営利の目的で複製製作したレコード・ビデオ物・ゲーム物を製作・流通・視聴又は利用に供し、又はその目的で陳列・保管した者

(2) 収去及び廃棄

次に該当するレコード・ビデオ物・ゲーム物を発見した場合は、著作権法で定めるところにより収去して廃棄することができる(行政取締りに関しては、ゲーム産業振興に関する法律、映画及びビデオ物の振興に関する法律、音楽産業の振興に関する法律には盛り込まれず著作権法に一本化された)。

- ① 等級分類を受けていない、又は等級分類を受けたものと異なる内容のビデオ物又はゲーム物

- ② レコード製作業などの申告をせずに、営利の目的で製作し、又は輸入したレコード・ビデオ物・ゲーム物
- ③ 搬入が禁止されたレコード・ビデオ物・ゲーム物
- ④ 正当な権利を有しない者が営利の目的で複製製作したレコード・ビデオ物・ゲーム物

2. 最近の法改正

現在、この法は 2011 年 7 月 21 日付で最終改正され 2012 年 1 月 22 日から施行される。主要骨子は次のとおり。

(1) ゲーム物の射幸的運営方式に対する制裁条規の新設

改正案第 28 条第 2 項の 2 及び第 38 条第 8 項はゲーム物関連事業者がゲーム物の内容具現と密接な関連がある運営方式または機器・装置などを利用して射幸性を助長することを禁止し、これに違反した場合は文化体育観光部長官が是正勧告及び是正命令を課すことができるようにしている。上記の規定ではゲームマネーの貨幣単位を韓国銀行で発行される貨幣単位と同じにすることは射幸的運営方式に該当すると例示している。

(2) 不法プログラム等を通じた正常なゲーム利用妨害行為に対する制裁条規の新設

改正案第 32 条第 1 項第 8 号及び第 46 条第 3 項 2 号はゲーム物の正常な運営を妨害する目的でゲーム物関連事業者が提供または承認しないコンピュータプログラムや機器または装置を配布したり配布する目的で製作する行為を禁止し、これに違反した場合は 1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金を課す。

(3) ゲーム物等級委員会の事前等級分類が適切でないゲーム物に対して自主的等級分類制を導入

改正案第 21 条第 1 項第 4 号及び第 9 項は製作主体・流通過程の特性などにより、ゲーム物等級委員会を通じた事前等級分類が適切でないゲーム物のうち、青少年利用不可ゲーム物を除いたゲーム物に対してはゲーム物を流通する者などが等級委員会と協議した別途の基準によって自主的に等級分類をできるように定めた。自主的に等級分類できるゲーム物は今後新しく作られる大統領令に委ねられるが、この制度は情報通信網を利用する移動通信端末機などを通して提供されているゲーム物を公衆に利用・提供する仲介事業者(例:オープンマーケットを運営するスマートフォン事業者)のための改正とのこと。

3. 問合せ先

映像物等級委員会

住所 〒121-270
ソウル特別市麻浦区上岩洞DMC団地 1602
文化コンテンツセンター
電話 02-3153-4300
FAX 02-3153-4337
HP <http://www.kmr.or.kr>

ゲーム物等級委員会

住所 ソウル特別市西大門区忠正路 31
ゴールドエンブリッジビル
電話 02-2012-7800
FAX 02-2012-7898
HP <http://www.grb.or.kr>

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。